

令和4年6月20日

第6回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会



第6回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和4年6月20日（月） 午後1時01分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○	委員	○○○○○		

4 欠席委員

5 議事録署名委員

10番 ○○○○○ , 11番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室			農地係	○○○○○
農林振興課	農政課	○○○○○		

7 閉会年月日

令和4年6月20日（月） 午後2時25分

## 令和4年第6回農業委員会総会日程

### 1 開 会

### 2 議事録署名委員の指名

### 3 付議事項

#### (1) 議案

- |        |   |
|--------|---|
| 議案第48号 | 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について         |
| 議案第49号 | 農地法第3条 所有権移転による許可申請について                 |
| 議案第50号 | 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について |
| 議案第51号 | 農地法第4条による許可申請について                       |
| 議案第52号 | 農地法第5条による許可申請について                       |
| 議案第53号 | 農用地等のあっせんについて                           |
| 議案第54号 | 農用地利用集積計画（所有権移転）の取消しについて                |
| 議案第55号 | 農用地利用集積計画について（利用権設定）                    |
| 議案第56号 | 農用地利用集積計画について（所有権移転）                    |

#### (2) 報告第6号 合意解約等の報告

### 4 閉 会

令和4年第6回農業委員会総会

令和4年6月20日（月） 午後13時01分

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

それでは、総会を始めます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

皆様、こんにちわ。5月、6月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和4年第6回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。10番〇〇〇〇〇委員、11番〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。まず初めに、議案第48号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○4番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉5号について、これは、先月申請があったもので、不許可で再申請になったものです。皆様のお手元に新たに理由書があると思いますが、農機具、農作業常時従事日数について理解不足であったという事で、申請内容が訂正されています。6月12日に、〇〇〇〇〇委員と一緒に〇〇〇〇〇さんと会って調査を行いましたので報告致します。新たに出された内容については、問題はないのですが、詳しく聞き取り調査及び現地調査を致しました。使用貸借の田ですが、長年お父さんも耕作されていなかったようです。今回、次の議案の所有権移転と合わせて本格的に農業に従事しようと思いをしっかりとされました。今荒れていますので、今年は、その農地を管理し、来年に向けて水稻を作付けしていくと言う事でした。次の案件にしても田があります。こちらも判定でいけばA程度です。草を刈って耕耘すれば、水稻を作付けできるような状態です。畑に関しては、4614-1番地は、既に現所有者の〇〇〇〇〇さんが〇〇〇〇〇に貸してあり、甘藷が作付けされています。〇〇〇〇〇さんは、名義が直らないとどうしようもなかったと。今回申請がとおれば、今年までは、〇〇〇〇〇が収穫された後に返してもらって、来年から甘藷を植え付けするという事でございます。他の畑は、露地野菜を作付けするという事でございます。道の駅に出荷するという計画です。奥さんの方が今仕事をしていないという事で、本人さんが手が届かなくても、奥さんで十分やっていけるという事で、二人で農作業従事ができるという事です。全部効率要件ですが、足りない分の機械はリースを行うそうです。下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第48号農地法第3条貸貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第49号農地法第3条所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○12 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 55 号について、6 月 14 日に○○○○○推進委員と現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 56 号について、6 月 10 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。なお、受人の住所地が都城市になっていますが、申請地まで車で 2 分程度で通作距離に関して営農に支障はないと思います。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○4 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 57 号について、6 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。先程の議案第 48 号との関連でございます。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、末吉 58 号と末吉 59 号については、譲受人が同一ですので、一緒に報告致します。6 月 15 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 60 号について、6 月 9 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○18 番委員 (○○○○○)

受理番号大隅 61 号について、6 月 13 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。続きまして、受理番号大隅 62 号について、6 月 13 日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付する予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、○○○○○さんと○○○○○さんは、夫婦で、○○○○○さんは、甥っ子になります。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませぬか。

(「はい」の声あり)

○11 番委員 (○○○○○)

末吉 56 号についてお伺いします。法人から個人への譲渡ですが、会社の議事録等は、添付されているのですかね。事務局にお伺いします。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

会社の議事録とは分かりかねるんですが。

○11 番委員（〇〇〇〇〇）

会社の役員会でこの土地を売るかどうかというのは、話し合いをしないといけないでしょ。

○事務局（〇〇〇〇〇局長）

こちら側としては、議事録を求めてはいません。会社の都合だと思いますので議事録があるのかどうなのかは、わかりません。

○11 番委員（〇〇〇〇〇）

解りました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 49 号農地法第 3 条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 50 号農業振興地域の整備に関する法律第 13 条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○8 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 30 号について、6 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、柿木東自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで山林、西が道路を挟んで山林、南が畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、山林を設置する面積 1,451 m<sup>2</sup>は、同種施設の規模状況からみても適当と思われれます。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましても、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は第二種農地に該当し、山林として整備しており、農地への復元も困難である事から、農振除外やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○5 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号財部 31 号について、6 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、柿木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地と山林、南が宅地・道路道路を挟んで畑、北が畑であります。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書も添付されております。位置としましては、農用地区域内農地に該当します。計画面積については、全体面積 3,831 m<sup>2</sup>には、牛舎 2 棟・堆肥舎兼農機具庫 1 棟・倉庫 1 棟・放牧場・ロール置場を設置済で、周辺同種施設の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下、汚水を含む家畜排泄物については、堆肥舎で攪拌後、圃場還元を行うことから適当と思います。被害防除につきましても、周囲には緩衝地を設けており、隣接農地にも被害を及ぼさないと考えます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はあります。調査結果の総合意見は、申請地は農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、農地法

の許可を得ないまま昭和60年から平成26年にかけて、申請地に牛舎2棟堆肥舎兼農機具庫1棟・倉庫1棟を建築しており、農地への復元は著しく困難であると思われることから、用途変更やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第50号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請については、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、除外・用途変更やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第51号農地法第4条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉43号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、橋野宮脇自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が田、北が山林であります。目的実現の確実性は、事業計画書が添付されていて確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、畜舎を整備する面積として、全体で730㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、道路側溝へ放流し自然流下、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽を設置し、公共下水道に放流、オガクズ処理するもので適当と思います。被害防除につきましては、土留め工事をし、緩衝地を設置し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当しますが、畜舎を既に整備されており農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉44号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、三枝後自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が倉庫、西が宅地、南が河川、北が自宅であります。目的実現の確実性は、既に転用済であり確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、農業用倉庫、道路を整備する面積として全体で527㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、水路、河川放流するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、農業用倉庫、道路を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○8番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉45号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外申請で説明しましたので、総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地のその他の農地に該当します。既に山林を整備しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○5番委員（○○○○○）

受理番号財部46号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。先程の農振除外で報告しましたので、調査結果の総合意見のみ報告致します。調査結果の総合意見は、申請地は、農用地区域内農地に該当しますが、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま昭和60年から平成26年にかけて、申請地に牛舎2棟・堆肥舎兼農機具庫1棟・倉庫1棟を建築し、放牧場・ロール置場を設置していたものです。ついては、平成26年の堆肥兼農機具庫の建築後からも8年が経過しており、農地への復元は著しく困難であると思われる事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。続きまして、受理番号財部47号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、柿木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路を挟んで畑と公園、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書も添付されております。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積331㎡に自宅への通路を設置し、残地には、庭木を植えています。周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水のみで自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外である転用事業不可欠通路等に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま平成13年に申請地に通路を設置し、残地に庭木を植栽していたものです。ついては、通路設置後から21年が経過しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号財部48号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、柿木自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が宅地、南が畑、北が道路を挟んで畑と宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書も添付されています。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、山林を設置する面積629㎡にクヌギ50本を植林済です。排水等については、雨水は東側側溝へ流入し、自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、現状のまま利用し、緩衝地を設けている為、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第二種農地に該当し、申請人は、平成28年頃、農地法の許可を得ないままクヌギを植林していたものです。ついては、植林後6年が経過し、農地への復元も著しく困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号財部49号について、6月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西十文字自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地と畑、西が山林、南が原野、北が宅地であります。目的実現の確実性は、既に転用済で始末書も添付されています。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、全体面積595㎡に、鶏舎1棟、鶏約30羽の運動場を設置しており、同種施設の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下するもので適当と思います。なお、鶏糞については、堆肥として圃場還元を行う事から適当と思います。被害防除につきましては、現状のまま利用し、緩衝地を設けている事から特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見として、申請地は、第二種農地に該当します。申請人は、農地法の許可を得ないまま平成18年に申請地に鶏舎1棟を建築し、鶏の運動場を設置していたものです。ついては、鶏舎建築後、16年が経過しており、農地への復元も困難である事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第 51 号農地法第 4 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 52 号農地法第 5 条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○ 8 番委員 (○○○○○)

受理番号末吉 52 号について、6 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、新住吉自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が原野、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が道路を挟んで畑と宅地であります。目的実現の確実性は、残高証明書が添付されており確実と思います。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・駐車場を整備する面積として全体で 948 ㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、道路側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除につきましては、誓約書も添付されており、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、一般住宅・駐車場を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみて許可意見です。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号末吉 54 号について、6 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、飛山自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が道路を挟んで畑、南が宅地、北が畑です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思います。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、一般住宅・カーポートを整備する面積 1,406 ㎡のうち 661 ㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、側溝へ放流し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置するもので適当と思います。被害防除については、ブロックを整備し、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第三種農地の都市計画用途地域内農地に該当し、一般住宅・カーポートを整備する事から、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局より○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (○○○○○)

受理番号末吉 55 号について、6 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、寺田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が宅地、南が道路を挟んで宅地、北が宅地です。目的実現の確実性は、融資証明書が添付されている事から確実と思われます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、一般住宅を整備する面積として全体で 487 ㎡であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、水路側溝へ放流し、自然流下、浸透枿を設置し、汚水・生活排水は、合併浄化槽を設置し、公共下水道に放流するもので適当と思われます。被害防除については、土留め工事・盛り土・ブロック緩衝地を設け、誓約書も添付されている為、特に問題はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地の市街地近接農地に該当し、一般住宅を整備する事から、転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査





○18 番委員 (○○○○○)

大隅 42 号は、継続でお願いします。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 44 号は、打切でお願いします。

○6 番委員 (○○○○○)

財部 45 号は、継続でお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

財部 46 号は、継続でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉 47 号は、打切です。末吉 48 号、継続です。

○2 番委員 (○○○○○)

末吉 49 号は、継続です。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 50 号は、継続でお願いします。

○17 番委員 (○○○○○)

末吉 51 号から末吉 52 号は、継続でお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

末吉 53 号は、継続です。

○14 番委員 (○○○○○)

財部 54 号から財部 59 号は、時期はずれではありますが、もちよつと頑張ってみようと思いますので、継続でお願いします。

○3 番委員 (○○○○○)

財部 60 号は、成立でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願い致します。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 54 号農用地利用集積計画の所有権移転の取消についてを議題と致します。事務局長に説明させます。

○事務局 (○○○○○)

18 ページになります。この件については、令和 4 年の 5 月に申請のあった分でございます。取消理由については、場所が違っていたという事でございます。よろしく申し上げます。

○議長 (○○○○○会長)

ただいま、説明がありました。質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可する事に決定致しました。ここで 10 分間暫時休憩致します。

(休憩：午後 1 時 55 分)

(休憩：午後 2 時 6 分)

○議長 (○○○○○会長)

それでは、会議を再開します。議案第 55 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定 10 年以上大隅 154・155 農地中間管理事業に係る利用権設定財部 91 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（○○○○○会長）

新規3年未満について、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

新規10年以上について、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年未満について、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。  
（「はい」の声あり）

○3番委員（○○○○○）

中間管理機構における先月の回答をお願いします。

○事務局（○○○○○）

先月問い合わせのありました件ですが、中間管理事業に係る下限面積については、調べたところ法令上にもありませんでした。よろしくをお願いします。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○3番委員（○○○○○）

3条では下限面積はあるんですね。今、撤廃の方向に向いているらしいですが、まだ撤廃にはなっていないでしょ。そしたら、面積の少ない方は、中間管理ですれば下限面積は、必要ないという考え方でよろしいでしょうか。

○事務局（○○○○○局長）

基本は、中間管理も経営基盤強化促進法の中での貸借という形で議案も出しているところですので、先程、○○○○○委員からおっしゃったように農地法は、下限面積が40aという事がありますけれども、経営基盤強化促進法については、下限面積はないという事でございますが、経営基盤強化促進法の場合は、簡単に言えば、農業で生活をしているというような人という考えです。実際は、40a以上ましてやかなりの面積のある人と考えて貰えばよろしいかと思えます。簡単に言いますと40a以下だとダメだという事になります。

○3番委員（○○○○○）

今の話を聞きますと中間管理機構においても一緒の考え方と捉えてよろしいですか。

○事務局（○○○○○局長）

中間管理機構を通した案件は、経営基盤強化促進法の議案の中に含まれているという事になりますので、まったく一緒だと思って頂いても構いません。そういう事になろうかと思えます。

○議長（○○○○○会長）

よろしいですか。

○3番委員（○○○○○）

はい。

○4番委員（○○○○○）

再設定の10年以上の140号ですけど、今の話を聞くと、合計面積が2,852㎡しかないので、許可できないという事になりませんか。

○事務局（○○○○○局長）

これについては、経営移譲と記入がありますので、農業者年金の関係ですので、これについては、経営移譲の方が優先となりますので、これは仕方ないかなと思います。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○4番委員（○○○○○）

解りました。

○議長（○○○○○会長）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第55号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定10年以上大隅154・155農地中間管理事業に係る利用権設定財部91を除いて申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。

（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第55号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定10年以上大隅154・155にいてを議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第55号農用地利用集積計画の利用権設定のうち再設定10年以上大隅154・155にいては、申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、復席を願います。

(「〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限の為、退席願います。

(「〇〇〇〇〇委員退席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 55 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち農地中間管理事業に係る利用権設定財部 91 を議題と致します。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 55 号農用地利用集積計画の利用権設定のうち農地中間管理事業に係る利用権設定財部 91 については申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇委員は、復席を願います。

(「〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 56 号農用地利用集積計画の所有権移転大隅 81 号を除いてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 56 号農用地利用集積計画の所有権移転大隅 81 号を除いては、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限の為、退席願います。

(「〇〇〇〇〇委員退席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 56 号農用地利用集積計画の所有権移転大隅 81 号を議題と致します。質疑・意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第 56 号農用地利用集積計画の所有権移転大隅 81 号は、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ここで〇〇〇〇〇委員は、復席を願います。

(「〇〇〇〇〇委員復席」)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に報告第6号合意解約等の報告については、総会資料の42ページから48ページですのでご覧下さい。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

その他で何かありませんか。

(「はい」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

事務連絡

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

以上で、令和4年第6回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局 (〇〇〇〇〇局長)

ご起立願います。一同礼。ご苦労様でした。

令和4年6月20日(金) 午後2時25分閉会

(議事録署名委員)

会 長

委 員

委 員